

## 政令第三百五十三号

平成十三年九月二日から同月七日までの間の豪雨による災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十三年九月二日から同月七日までの間の豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

